

第2回「食品事業者の5つの基本原則」に関する意見交換会 議事概要

1 日時：平成27年6月26日（金）10時00分～12時00分

2 場所：農林水産省 第2特別会議室

3 出席委員：一色座長、伊藤委員、井上委員、奥野委員、尾辻委員、近藤委員、田沢委員、中村委員、畠江委員、森委員、森田委員、藪委員

4 委員以外の出席者：消費者庁 消費者安全課 金田企画官

厚生労働省 医薬食品局食品安全部監視安全課 奥藤係長

農林水産省 櫻庭食料産業局長、岩瀬食料産業局次長、矢花食品製造卸売課長、大坪食品小売サービス課長、深水企画課長、横田食品企業行動室長、添野課長補佐

5 議題：

(1)有識者からの発表

(2)意見交換

(3)その他

6 議事概要：

○ 事務局から、前回の意見交換会で委員から提示された意見を整理した「『食品事業者の5つの基本原則』に関する意見交換会～論点整理～」について説明した後、意見交換が行われた。主な意見は以下のとおり。

<主な意見>

[基本原則について]

- ・ 「食品事業者の5つの基本原則」（以下「基本原則」という。）は、食品製造事業者、食品輸入事業者、食品小売事業者向け等、縦割りの構造となっているが、食品安全の確保については、横串的に、フードチェーン全体で取り組む旨を、より明確にすることも考えられる。
- ・ 食品安全については、食品安全基本法も踏まえ、「基本原則」の前文やメッセージ

等にフードチェーン全体で取り組む旨を強く記載すべきである。

- ・ 「論点整理」の資料に、「農林水産省は、…「道しるべ」として役に立つものとするための「場」を提供するとともに、…」とあるが、農林水産省は「場」を提供するだけで、食品事業者による検討結果の普及に手を貸すだけ、というのではなく、農林水産省の考え方の方向性を示すといったところにまで踏み込んでもらった方が、事業者としては分かりやすい。
- ・ 「基本原則」が策定された当初の考え方は、行政の押付けではないというものもあり、その原点を再確認すべきである。
- ・ 第1回意見交換会でも、「基本原則」が有効であったという点は認められているので、今後は、昨今の事案を踏まえ、これまでの「基本原則」では対応しきれない自主回収、マスコミ対応、消費者対応等内容をしぼって議論すべきである。
- ・ 「基本原則」自体は堅持しつつ、追記・修正が必要な部分のみ検討していくこととする。

[自主回収について]

- ・ 自主回収の問題は社会情勢によっても変化する。ひと月前なら自主回収しなくても問題にならなかった事案について、A社が同じ事案で自主回収しているのに回収しない会社は問題だと非難される。いくらルールがあっても、昨日のルールは今日適用できないのが現状。
- ・ 製造事業者がむやみに回収しないような対応をしようとしても、保健所の担当者や百貨店の担当者からの圧力によって回収をせまられる状況があるので、流通、保健所、農林水産省など関係者がフードチェーン全体で取り組むことが必要。
- ・ 基本として、食品事業者は安全な食品を提供する責務がある。
- ・ 平時からリコール対応の準備はしておかなくてはならない。リコール訓練することにより、トレーサビリティのどこで問題があるか明らかにできる。
- ・ 健康危害がある場合は、関係者全員がしっかりと対応することになるのは当然であるが、表示の誤りなど健康危害がない事案についても回収している状況が、消費者を無関心にしてしまったのではないか。
- ・ 食品の回収については、回収しなければならないルールがあれば、そのルールに該当しないものは回収しなくてもよいという対応がしやすいのではないか。

以上